

届出・証明

私たちが出生してから死亡するまでには、さまざまな手続きがあります。くらしのいろいろな節目に必要な手続きについてご案内します。

戸籍の届出

問い合わせ☎市民課戸籍担当 033-9840 037-0125
届出☎市民課6番窓口または支所・出張所

項目	届出期間	届出先	届出人	持参いただくもの	備考
出生届	生まれた日を含め14日以内	*本籍地 *生まれた所の市町村 *届出人の所在地	父または母	①出生証明書(医師か助産師が記入したもの) ②母子健康手帳 ③届出人の印鑑(スタンプ印不可)	使用できる文字 ・常用漢字 ・人名用漢字 ・ひらがな ・カタカナ
婚姻届	届出により法律上の効力発生	*夫または妻の本籍地 *夫または妻の所在地	夫と妻	①本籍が松本市にない方は戸籍謄本(本籍が松本市の場合は必要なし) ②夫と妻の印鑑(スタンプ印不可) ③本人確認ができる書類	証人として成人の方2人の署名押印が必要 夫または妻が未成年である場合は父母の同意書が必要
離婚届(協議離婚)	届出により法律上の効力発生	*夫婦の本籍地 *夫または妻の所在地	夫と妻	①夫婦の戸籍謄本(本籍が松本市の場合は必要なし) ②夫と妻の印鑑(スタンプ印および同印不可) ③本人確認ができる書類	証人については同上 裁判離婚の場合はお問い合わせください。
死亡届	死亡を確認した日を含め7日以内	*死亡者の本籍地 *死亡した所の市町村 *届出人の所在地	死亡者の親族または家屋管理人等	①死亡診断書(医師が記入したもの) ②届出人の印鑑(スタンプ印不可)	国民健康保険・年金等は後日、手続きをしてください。

●窓口へ来られた方は、本人確認ができる書類を提示してください。

「本人確認ができる書類」とは、運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付の書面のことです。

●本人確認ができない場合でも届出はできますが、婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届については、届出書に記載されている届出人に対し、届出が受理されたことを後日郵送でお知らせします。

●戸籍に関する届出には上記の表の他に、転籍届・養子縁組届・入籍届などがありますが、手続きの方法はそれぞれ異なりますので、詳しくは市民課へお問い合わせください。

住所等の異動

問い合わせ☎市民課市民担当 033-9840 037-0125
届出☎市民課6番窓口または支所・出張所

住所等の異動届出等は、本人がするのが原則ですが、世帯主が世帯員に代わって届出することができます。本人に代わって同一世帯以外の代理人が届出される場合は、本人の自署または記名押印のある委任状等が必要です。

項目	届出期間	必要なもの
転入	転入した日から14日以内	●転出証明書 ●住民基本台帳カード・マイナンバーカード(お持ちの方)
転出	転出日前後14日以内	●印鑑登録証 ●国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証・福祉医療受給者証など(お持ちの方)
転居	市内で転居した日から14日以内	●住民基本台帳カード・マイナンバーカード ●国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証・福祉医療受給者証など(お持ちの方)
世帯変更	変更のあった日から14日以内	●国民健康保険証(お持ちの方)

※来庁者の本人確認を行っています。顔写真のついている本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)を持参してください。

印鑑登録

問い合わせ◎市民課市民担当 ☎33-9841 ☎37-0125
申請◎市民課4番窓口または支所・出張所

登録できる印鑑

登録できる印鑑は1人1個です。

同一世帯の中では、同じ印鑑を登録できません。

印影は1辺の長さが8mm以上25mm以下の正方形におさまるものです。ゴム印、外枠が3分の1以上欠けている印鑑、氏名以外が組み合わされた印鑑、印影が不鮮明な印鑑等は登録できません。

大量生産された印鑑は登録できません。

免許証などのない方で、即日登録したい方は保証人が必要です。申請書の保証人欄に、本市に登録してある方の印鑑登録証番号・住所・氏名を記入し（保証人が必ず自署）、登録印を押印してもらってください。本市以外で印鑑登録されている方が保証人になる場合は、印鑑登録証明書を出していただきます。

手数料

1件300円です。

ただし再登録は、1件450円です。

登録申請（本人が申請）

登録する印鑑と官公署等発行の免許証・身分証明書（顔写真付）をお持ちください。

免許証などのない方、または代理人により申請される方は、後日市役所から郵送される回答書を持参した時点で登録ができます。

注意事項

「印鑑登録証」はあなたの財産を守るカードです。登録印と同様に大切に保管してください。

満15歳未満の方、意志能力を有しない方は登録できません。

マイナンバーカード（個人番号カード）

問い合わせ◎市民課市民担当 ☎33-9840 ☎37-0125
申請・交付◎市民課6番窓口または支所・出張所

マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードを申請される方は、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

●窓口申請

「通知カード」または「個人番号通知書」に同封されていた申請書の必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、市民課またはお近くの支所・出張所の窓口で申請してください。

●郵送による申請

「通知カード」または「個人番号通知書」に同封されていた申請書の必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、同じく同封されている返信用封筒に封入して、投函してください。

●パソコンによる申請

専用サイトにアクセスして申請してください。

〈マイナンバーカード総合サイト〉



※申請書に記載されている申請書ID（数字23桁）が必要です。

●スマートフォンによる申請

「通知カード」または、「個人番号通知書」に同封の申請書に記載されたQRコードをスマートフォンで読み込み、申請用webサイトにアクセスして申請してください。

ご注意ください

- ・マイナンバーカードは病気、身体の障害などやむを得ない理由によりご本人が窓口にお越しいただくことが困難な場合を除き、ご本人以外の方には交付できません。
- ・申請から交付まで1～2カ月ほどかかりますので、余裕を持って申請してください。



(表面)



(裏面)

マイナンバーカードでできること

- 個人番号を証明する書類として
マイナンバー（個人番号）の提示が必要な様々な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- 本人確認の際の公的な身分証明書
マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。
金融機関における口座開設・パスポートの新規発給など、様々な場面で活用できます。
- 各種行政手続きのオンライン申請
マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。
- コンビニなどで各種証明書を取得
コンビニなどで住民票の写し、所得証明書などの公的な証明書を取得できます。

各種証明書のコンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスを利用するには、平成28年1月から交付を開始している「マイナンバーカード」が必要です。コンビニ交付サービスでは、松本市手数料条例第3条（手数料の免除等）に該当する方でも、手数料が必要となりますのでご注意ください。

取得できる証明書

- ・戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ・戸籍抄本（個人事項証明書）
 - ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・所得証明書
- ※戸籍謄本・戸籍抄本は、松本市に本籍がある方が取得できます。松本市に本籍がある方のうち市外在住の方は、利用登録することで戸籍謄本・戸籍抄本が取得できます。
- ※印鑑登録証明書の取得には、現在お持ちの印鑑登録証から、マイナンバーカードへの切り替え手続きが必要です。

取り扱い店舗

- 次の全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機（多機能端末機）が設置されている店舗で取り扱いができます。
- ・セブンイレブン
 - ・ローソン
 - ・ファミリーマート
 - ・イオンリテール

取り扱い時間

- 午前6時30分～午後11時
（イオンは各店舗の営業時間内）
- ※年末年始（12月29日～1月3日）は利用できません。
- ※戸籍謄本・戸籍抄本は、平日の午前9時～午後5時（土日、祝日は利用できません。）
- ※メンテナンス実施等のため利用できない場合があります。

交付手数料

証明書の種類	部数	手数料
戸籍謄本・戸籍抄本	1通	400円
住民票の写し	1通	250円
印鑑登録証明書	1通	250円
所得証明書	1通	250円

※いずれの証明書も窓口で取得するより50円割引となります。

届出・証明書申請の受付窓口一覧

	戸籍届出	住民異動届	戸籍証明関係	住民票証明関係	広域交付住民票	印鑑登録	印鑑登録証明書	所得資産納税証明
市民課（東庁舎1階）	○	○	○	○	○	○	○	○
支所・出張所（各地区）	○	○	○	○	○	○	○	○
総合社会福祉センター（双葉）			○	○	○		○	○

支所・出張所では

上記の届出・証明等のほか、いろいろな手続きの受け付け、サービスを行っています。

●主なもの

- ・マイナンバーカードに関すること
- ・国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療に関する届出
- ・福祉医療制度（児童、高齢者、父子・母子、知的障害者、身体障害者等）に関する届出
- ・児童手当の届出
- ・乳児一般受診票の交付
- ・保健、環境衛生に関すること
- ・交通災害共済に関すること
- ・地域市民の相談、要望の処理、連絡調整
- ・体育施設の使用申し込みおよび使用料支払い

名称	住所	TEL	FAX	名称	住所	TEL	FAX
本郷支所	浅間温泉2-9-1	46-1500	45-1014	和田出張所	和田2240-31	48-5445	40-1259
四賀支所	会田1001-1	64-3111	64-2933	神林出張所	神林1557-1	58-2039	85-1159
安曇支所	安曇1061-1	94-2301	94-2918	笹賀出張所	笹賀2929	58-2046	85-1146
奈川支所	奈川3301	79-2121	79-2903	芳川出張所	野溝東2-10-1	58-2034	85-1057
梓川支所	梓川梓2288-3	78-3000	78-3942	寿出張所	寿豊丘424	58-2038	85-1099
波田支所	波田4417-1	92-3001	92-7111	岡田出張所	岡田町517-1	46-2313	45-1001
島内出張所	島内4970-1	47-0264	40-1264	入山辺出張所	入山辺1509-1	32-1389	37-0258
中山出張所	中山3746-1	58-5822	85-1016	里山辺出張所	里山辺2930-1	32-1077	37-0640
島立出張所	島立3298-2	47-2049	40-1258	今井出張所	今井2231-1	59-2001	59-1004
新村出張所	新村2179-7	48-0375	40-1625	内田出張所	内田2203-1	58-2494	85-1071

国民年金制度

現役世代の保険料負担によって高齢者を支えるという「世代間扶養」の制度で、日本国内に住所を有する20歳～60歳未満のすべての人が加入します。

国民年金の加入者と保険料

種別	加入する人	保険料
第1号被保険者	20歳～60歳未満の自営業者（商業・農業など）や学生および無職の方	ご自身で納めます。金額は所得や年齢に関係なく一律です。
第2号被保険者	会社員（厚生年金）や公務員（共済組合）の方	厚生年金や共済組合の掛金の中から支払われます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳～60歳未満の方	配偶者が加入する制度全体で負担するため、個別の保険料負担はありません。

※国民年金保険料として納付した保険料は、年末調整や確定申告で社会保険料控除の対象となります。

加入手続き

届出を忘れると、年金が受けられないこともありますので、手続きはその都度忘れずにお願いします。

届出時期	加入・種別変更	持参いただくもの	届出先
退職したとき	2号→1号	年金手帳、退職を証明する書類（離職票等）	市民課または支所・出張所
配偶者の退職や扶養から外れたときなど	3号→1号	年金手帳、退職を証明する書類（離職票等）、扶養喪失日が分かる書類	
就職したとき	1・3号→2号	年金手帳など	勤務先
配偶者の扶養に入るとき	1・2号→3号		

※本人確認のできる書類をお持ちください。

保険料が納められないとき

収入の減少や失業等の経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。また、学生の方は「学生納付特例制度」があります。

未納のままですと、年金が受けられないこともありますので、必ず市民課年金担当までご相談ください。

年金の請求手続き

- 国民年金の第2号被保険者となった期間が無い方
年金手帳・預金通帳等を持参し、市民課年金担当で手続きをしてください（戸籍全部事項証明書・住民票などが必要な場合もあります）。
- 第2号被保険者となった期間がある方
厚生年金の加入期間がある方
☎日本年金機構松本年金事務所にご相談ください。
松本市鎌田2-8-37 ☎0263-31-5150
共済組合の加入期間がある方
☎各共済組合にご相談ください。

年金の種類

老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせて10年以上ある方が、65歳から受けられます。減額となりますが60歳から受けることもできます。

(年金受給資格期間は、平成29年8月より25年から10年に短縮されました。)

障害基礎年金

不慮の事故や病気で障害者となったとき受けられます。初診日の属する月の前々月までに一定の納付要件を満たしていることが必要です。

遺族基礎年金

夫または妻が、18歳未満のお子さんを残して死亡されたときに受けられます。死亡日の属する月の前々月までに一定の納付要件を満たしていることが必要です。

寡婦年金

10年以上保険料を納付した夫が、年金を受けずに死亡したとき、その妻(婚姻関係10年以上)が60~65歳の間に受けられます。

死亡一時金

保険料を3年以上納付した方が、年金を受けずに死亡したときに、納付期間に応じてその遺族に一時金が支払われます。死亡一時金を受ける権利は、2年を経過すると時効により消滅します。

年金の受け取り

請求時に指定した金融機関等の口座に振り込まれます。支払いは、4月、6月、8月、10月、12月、2月の15日(15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の平日)です。



防ごう 高齢者への 特殊詐欺

防犯

高齢者がねらわれやすい特殊詐欺。普段から家族で詐欺の手口や被害について話題にし、不審な電話や訪問を受けたときの対応の仕方や相談窓口を話しあっておきましょう。

たとえばこんな詐欺があります

- 落とし物詐欺 (※オレオレ詐欺の一種)
「会社のカバンを落としてしまった」
- 現金の送付型詐欺
「レターパックで送って」
「宅急便で送って」
- 還付金詐欺
「戻ってくるお金があるのでATMへ行ってください」
- オリンピック詐欺
「オリンピック記念硬貨を限定プレゼントします」

こちらもチェック!

特殊詐欺を未然に防ぐ4か条

- 日頃から家族でよく話し合う
詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。普段から家族で連絡を取り合い、情報を共有しておきましょう。
- 電話でお金の話をしないと約束しておく
- 家族で事前に「合言葉」を決めておく
家族で話し合い、あらかじめ電話での呼びかけ方や合言葉を決めておくことも有効です。犯人からの電話にだまされないように備えておきましょう。
- 常に「留守番電話」に設定してもらう
犯人は声を残すことを避けるもの。在宅時でも常に留守番電話に設定し、心あたりのない電話番号はすぐに出ないようにしましょう。